

The Real-life Situation of Sex Workers in Australasia

Akira Morishima

Otemon Gakuin University

Abstract

In this paper, there will be examined the real-life situation and problems of prostitution (and the workers), which has been the standing joke of people as 'the oldest profession in the world', in Australasia where the problems in association with prostitution have been grappled with in a groundbreaking manner.

SECTION 2 is the summary of the history and real-life situation of sex industry in Australia while SECTION 3 examines how the infrastructure of sex industry has been improved in Queensland and how the sex industry of New Zealand has been situated.

Finally in SECTION 4, the following problems of prostitution are dealt with from the viewpoints of industrial relations. Today, the whole world suffers the serious reduction in unionisation rate. In order to raise the unionisation rate, the author suggests that prostitution, which has been mocked as 'the oldest profession in the world', should be regarded as an important factor, regardless of the arguments for and against the professional ethics thereof. The author also suggests that study of prostitution should be regarded as an important factor from the viewpoint of reunification and as the basics of labour. Furthermore, the author believes that the policies for prostitution in Australasia will be of great help to overcome the problems of sex industry in Japan where there is the extreme alienation of the principles and real situations.

大洋州性産業労働者の現実

森 島 覚

追手門学院大学

I. はじめに

オーストラリアのラトロープ大学・杉本良夫教授は、同国の大らかさの一例として「・・・性の世界にも、同じような考え方がある。オーストラリアの多くの州では、売春行為も買春行為も違法ではない。金銭による性の売買が望ましいとはいえないが、有史以来存在し続けたこの現象を、国家権力によって取り締まるというやり方には抵抗が強いからだ。南オーストラリア州では売春が違法だが、その合法化を訴えて、2000年3月に行われた州都アデレードの市長選挙に性産業に身を置く女性が立候補して話題を呼んだ。・・・」（『オーストラリア』84～85頁、岩波新書、2000年7月）、と紹介している。

本稿では、同氏の論を糸口として、タイトルでは大洋州と掲げたが、まずオーストラリアから（その意味する理由はむすびで述べることにする。またここで取り上げる、大洋州の性産業とは残念ながらニュージーランド・オーストラリアの分析に限定されるのであるが）、その売春を行う主体である性産業労働者の現状と問題点を考察するものである。

現状分析に入る方法論としての前提である歴史に触れなければ社会科学としての体を成さないの、オーストラリアの性産業労働者の考察も、その歴史からはじめることにする。

その前に、わが国（日本）の売春の簡単な復習をすることも強ち無駄な事ではないので、論文のスタイルとしては不恰好ではあるが、はじめの「はじめ」としてその点について触れよう。つまり、わが国における売春なるものの日本語としての語感があまりにも悪いどころか覚醒剤と同じく即犯罪と結びつけられるのが常識化している（本稿では誤解のないように犯罪を促進させるとか助長とかの目的は全くないことを申し添えておく）、故にその点をまず払拭しておかないと、現に存在しているものを冷静に判断することすらできなくなるからである。

わが国では「公然」と性産業が存在しているにも関わらず、半世紀以上にわたり、それは地下に潜行したままである。いずこの国でも「売春は太古の時代から存在し云々」とされるが、取り敢えずわが国では、江戸時代まで遡ると。

近松文学や文楽を持ち出すまでもなく、当時の主要都市には必ずその都市中心に隣接した地域に遊郭¹⁾が設置されていた。

明治期に入ってもその制度は続き、他方で、—その時代その時代の低所得国には常に存在していた売春の輸出—カラユキ、ジャパユキさんという名の売春（女性）の輸出があった。オーストラリアにおいては売春史の中で、売春の輸入として必ず取り上げられる出来事であり、皮肉な結びつきに気がつく。

第二次大戦後、いわゆる民主化改革の一環として、もちろん戦前からの女性解放運動の反映も否定できないが、1956年「売春防止法」により、建前となってしまうが売春の非合法化がなされた。

その後の推移については、やはり、公然と存在しているが地下に潜行しているとしか表現のしようがない状態が延々と続いている。（参考までに、性関連産業による年間売り上げは、大雑把に見積もっても10兆円にならんとしている²⁾という、また他のデータではGDPの1%で軍事予算と同じ規模の5~6兆円と言われる。オーストラリアでも売春で3000万豪ドルが動く³⁾とされる。）

オーストラリアとの皮肉な結びつき後100年の今日、わが国（日本）の不鮮明な売春対応（まるでモザイクがかかったような）と対照的にオーストラリアの積極的な売春対応が浮き彫りに成る。かつて受け入れ国であったオーストラリアはとりわけ1990年代に入って、売春を正面から受け止め、種々の法制度整備を始めとして、人権を前提に厚生政策として明快・明確な改革を進めており、わが国の厚生政策の一環としての売春対応においても教訓化すべきことが多々ある、これが本稿の意義となろうか。

II. オーストラリアの性産業（労働者）の歴史と実態

1. 歴史

この10年来、オーストラリアではタイを始めとした東南アジア各国からの性産業労働者の不法な労働移動や子どもの売春が社会問題化している。また100年前には日本からのカラユキさんやその他アングロサクソン系ではない国々からの性産業への女性の移入が余りにも有名である。

しかしながら、アボリジニ時代のオーストラリアでは、そもそも部族間の友好をはかるための儀式的なものを除いて、商業的性提供つまり売春はなかった、とされる³⁾。

1) 小谷野敦『日本売春史』、新潮選書、2007年。Gary P. Leupp, *Male Colors: the construction of homosexuality in Tokugawa Japan*, University California Press 1995 (1997 paper back).

2) 門倉貴史『「夜のオンナ」はいくら稼ぐか?』角川 ONE テーマ21, 2006年7月。

3) Raelene Frances, *The history of female prostitution in Australia* W. I. S. E. Women's Issues and Social Empowerment, 1994

Sex Work and Sex Workers in Australia.

University of New South Wales Press: Sydney. pp. 27-52.

Barbara Sullivan, *The Politics of Sex* :



近代に至り、白人のオーストラリアとなった18～19世紀にかけて、植民地・オーストラリアにおける売春の様相は以下のものであった。

いうまでもなく流刑地として出発したオーストラリアでは男性流刑囚の欲求と需要に対応した形で女性の売春が存在し、また多くのアボリジニ女性も売春に関わっていくことになる。

19世紀後半、オーストラリア経済のブームの中で、港町・鉱山町における漁夫・鉱夫男性の欲求と需要が生じることにより、代表的都市として西オーストラリアのブルームやカルグーリがある、数多くの売春宿⁴⁾が営まれている。冒頭に触れた、当時の日本の国民所得水準は低くそれ故に日本からの女性の移入も目立った。

19世紀中の経済発展が著しかったオーストラリアとはいえ19世紀から20世紀にかけての不況の時代、とりわけ女性が仕事を得るには厳しい環境となり、労働者階級の多くの女性が売春に就かざるをえなかった。したがって、当時の主要都市では多くの街娼が現れ、ときに警察が一扫のため取り締まった。とはいえ、今日でもあるように社会通念としては「売春は必要悪」という認識であった。

その当時世界の中心であった、いわゆる大英帝国では性病等の感染症の病気を防ぐために売春に対する厳しい規制、法制度を敷いた、当然それに習うように英連邦各国・植民地でも同種の売春取締法を制定していく。オーストラリアも同様に、西オーストラリア、クィーンズランドなどで法制化されている。同趣旨の政策は、1940年代のいわゆる特効薬のペニシリンの登場まで、少なくとも続くことになる。

法制度的には以上のような状態が20世紀の大半続けられたともいえよう。第二次大戦後、性観念の著しい変化・処女性の希薄化が目立つことになるが、目を見張る変化は1980年代まで待たなければならなかった。ここにきてジェンダー論を始めとして売春に対する種々の思想が現れ、その影響の反映として、オーストラリア・プロSTITUTEツコレクティブ (Australia Prostitute Collective) やスカーレットアライアンス (Scarlet Alliance) などの

4) *Prostitution and Pornography in Australia Since 1945*

University of Queensland Department of Government 1997.

Cambridge University Press

Raelene Frances, *White Slaves' and White Australia: Prostitution and Australian Society*, Australian Feminist Studies, Vol. 19, No. 44, July 2004

4) 英語の BROTHEL は日本語では売春宿と訳される (日本の遊郭などの歴史から宿をとまうこともあったことからこのような語になったと思われる) が、現代的でなく語感も非常に悪い、しかし適訳となると難しく取り敢えず本稿では売春宿と表現しておく。ところで英語の BROTHEL も MASSAGE PARLOUR との違いは、といった場合その区別も困難であることを付け加えておく。例えば、テレコムが発行するいわゆるイエローページの職業区分ということでは、オーストラリアで ESCORT SERVICES/AGENCIES, ニュージーランドで MASSAGE PARLOURS ということで要するに BROTHEL の電話番号も掲載されているからである。また、シドニーにある SCARLET ALLIANCE の女性メンバーに聞いてみても、sex しないのが MASSAGE PARLOUR, と半可通的こたえしか返ってこなかった。

前掲書 1) 小田野

組織・団体が登場し、性産業労働者の売春の権利が公然と主張され、さらに職場における安全・衛生を守ることが目指されるのである。

そして、売春は連邦全体において州間の地域・温度差はあるとはいえ、1990年代から21世紀始めにかけてほぼ合法状態となる。

しかしながら問題も数多く抱えている。最初に述べた不法入国による外国人の売春（ときにマフィアなどの大規模な犯罪集団と結びつく、或いは麻薬使用の温床となる）、18才以下の子どもの売春さらには直接的な売春問題ではないがインターネット使用の児童・幼児ポルノと際限なく拡大している。

2. 実態

売春はオーストラリア全体において非犯罪化状態といっても過言ではないが、具体的には各州における法律によってかなりの違いがある。1990年から今日にかけての状況をまとめると、表1⁵⁾の如くなる。

既に、1990年からでも15年以上経過しているが、その間の連邦・州における厚生・性産業政策下、現にそこで働く労働者（及びかれらをも含む支援組織）の状況はいかなるものとなったのであろうか。

表1 1990～2007年までの各州の売春への対応

州 名	対応区分			
	犯罪	非犯罪化	合法	認可
首都特別地域（1930年法） －売春宿は存在，2007年現在－		○		必要
北部準州（1987年法） －売春宿は無い，2007年現在－		○		必要
クィーンズランド（1931年法から1999年法へ） －売春宿は存在，2007年現在－			○	必要
ビクトリア（1986年法） －売春宿は存在，2007年現在－			○	必要
ニューサウスウェールズ（1988年法） －売春宿は存在，2007年現在－		○		必要
タスマニア（1935年法） －売春宿は不明，2007年現在－	○			
南オーストラリア（1953年法） －売春宿は存在，2007年現在－	○			
西オーストラリア（1982年法） －売春宿は存在，2007年現在－		○		必要

(○は売春がその項目に該当することを示す，またニューサウスウェールズ州を除き街娼行為は許されていない)

5) *Prostitution Laws in Australia*, No. 22, Australian Institute of Criminology, May 1990. (<http://www.aic.gov.au>) など参照に作成。

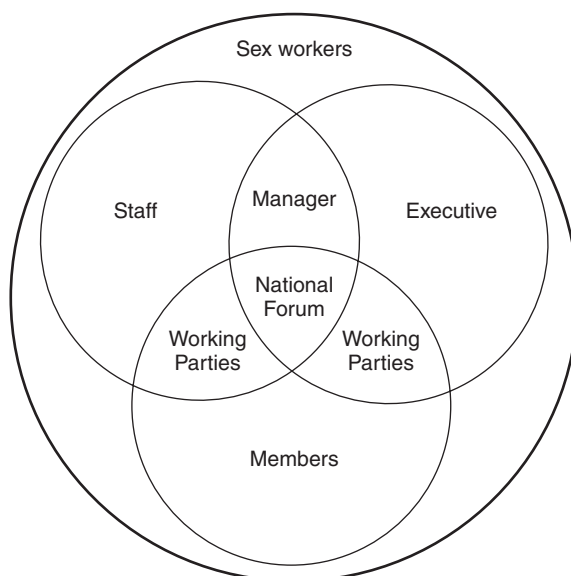


図1 スカーレットアライアンスの組織構造

まず、注目すべきは「インターネット」時代に相応しく、ネットを組んで横の連絡が存在している。1. 歴史でも紹介したように、最も有名なのはシドニーのスカーレットアライアンス (Scarlet Alliance) そして SWOP (ダーウィンにも SWOP がある)、西オーストラリアでは Magenta, 南オーストラリアでは SIN, メルボルンでは RhED, アデレードでは SIN という組織・団体 (州政府の厚生組織の補充の意味を持つものもある) がある。また、スカーレットアライアンスが述べる、性産業労働者に対する組織構造図とは図 1⁶⁾のごとくである。

これら組織・団体が主張する趣旨をかいつまんで述べると以下のようなものである。

前提としての性産業労働者ありきはもちろんのこと、セックスを伴う職場で働くことによる健康と安全が第一に求められる。とりわけ HIV/AIDS 感染からの予防そして現在最も効果あるものとしてコンドーム等の装着が訴えかけられる。第二には、職場としての売春宿等の安全衛生をマネージャーや経営者にも呼びかけていることである。また、性産業労働者に対する仕事のスキル上での問題や多種多様なメディアを使用した教育・宣伝活動や個別労働者に対するサポート、将来展望に対するサービスも行っている。

第三に、雇用される立場の人を対象とするに留まらず経営上での権利・義務関係、財政、税対策にまでアドバイスを行うとしている。画期的と思えるのは、性産業労働者の対象が男女を問わず、働く場所も売春宿だけでなく、エスコート・エイジェンシー、街娼、私的場所で営むものと全てを含むことになっていることである。

6) SCARLET ALLIANCE Strategic Plan, p. 6, Scarlet Alliance Executive, March 2006

また年次報告が出され、HIV/AIDS を始め性感染症の罹患に係るサーベイランスや麻薬、アルコールに対する問題提起も行っている。

さらに国際的にも売春に対する性産業労働者としての権利を認知させるという提起（これとは別に世界規模での性産業労働者のネットワークとして NSWP-<http://www.nwsp.org/> という組織がある）がなされている。

最後に、性産業労働者が客との対等関係であることを示す極めて興味ある「客への注意書き」としての 10 か条的表現が、既に紹介した SWOP⁷⁾から出されているので、わが国（日本）の感覚を含んで概要を示しておこう（訳語上の責任は筆者にある）。

客への注意書きとして

（当店の）セックスワーカーが快くサービスに専心できるよう、以下の点にご協力をお願い申し上げます。

- a. セックスワーカーには紳士的な態度で接して下さい。
- b. 身体は清潔である事。セックスワーカーがおお客様の感染症のチェックをしたり、シャワーを浴びるようお願いする場合がありますが、悪しからずご了承下さい。
- c. 飲酒や薬を服用した状態で来店しないで下さい。
- d. サービスについては、両者の合意が必要です。どのようなサービスをお望みか、セックスワーカーにははっきりと伝え、料金を確認して下さい。
- e. セックスワーカーのサービスには限界がある事をご承知下さい。例えば、セックスワーカーはキスを拒否する場合があります。
- f. 性器を挿入する時、オーラルセックスを受ける際には必ずコンドーム類を装着して下さい。アナルセックスをする場合は強度の高いコンドームを使用して下さい。潤滑ゼリーをたっぷり塗布することも忘れないで下さい。セックスワーカーは安全なセックスを心得たプロです。セックスをお楽しみ頂いた後ではコンドームを着けていた事を忘れていないことでしょう。
- g. リラックスしましょう。セックスは最も自然な行為です。過剰な期待はせずに冷静を保って下さい。肉体的な接触にどれだけ快感を覚えても、恋愛と勘違いしないでください。ここでの行為は対価を伴うプロのサービスだという事をお忘れなく。
- h. 1度の来店で完全な満足が得られない場合もあります。お互いにじっくり行かない事もあるかもしれません。この点も踏まえ、過剰な期待はしないで下さい。次回からはいつでも別の相手をご指名頂ける事をお忘れなく。
- i. 納得できない事があれば、冷静にその原因を考えて下さい。満足できないのも当然と思える理由があれば、セックスワーカーに話して下さい。必要ならばマネージャーにお伝え頂いても結構です。
- J. お帰りの際は近隣の静寂を乱さないようご注意下さい。

7) <http://www.swop.org.au/clients/>

Ⅲ. キーンズランド州にみる性産業整備の例

繰り返しになるが、全体として売春が非犯罪化とされつつあるオーストラリアの中でも、より積極的な形で性産業の改革を行っているのがキーンズランド州である。そこで、同州の具体例をみておくことにしよう。

キーンズランド州においては、かつて数十年というもの売春は不法行為であった。しかしこのような状態が人間の欲求、あるいは社会にとってかならずしも健全とはいえないという積極的な立場から、多くの売春を行って働く女性、客、地域全体に関わる厚生政策の一環としての健康や安全な生活を守ろうということから、売春そのものの改革に乗り出した。

1988年のキーンズランドを住みよい州とすることを目指したフィッツジェラルド委員会報告が呼び水となり、とりわけ1991年以降改革の動きが活発なものとなった。

その一つの結果が1999年キーンズランド州売春法（the Prostitution Act 1999）による売春の合法化である。

それに基づいて、キーンズランド州の性産業政策にかかる中心的な統括組織として、売春認可委員会⁸⁾（The Prostitution Licensing Authority；以下PLAとする）が設立され、同法の効力が発生した2001年7月1日より公式の活動を開始した。同委員会の代表は次のように構成される。

州首相が指名する地域代表、警察代表者、犯罪及び職権乱用を取り締まる委員会代表、地域保健の経験がある医者、アドミニストレーター法や会社法及び犯罪法に造詣が深い弁護士、州議会議員及び地域利害に係る代表の2名からなる8人である。2007年7月現在、以下がメンバーである。

Mr Manus Boyce QC, Chairman

Assistant Commissioner Peter Barron

Mr John Callanan, Mr Lance Pollard, Dr Daine Rowling,

Councillor Ann Bennison

Ms Annette Murphy, Ms Wendy Edmond

さらに、同委員会の役割としては、

認可売春宿を通した売春認可条項の監督／認可取得者やマネージャーに対する教育・研修

売春に関する苦情処理をする／警察と他の関連組織との連絡調整

売春法下に基づく認可料金を始めとした徴収業務／該当省庁との連絡調整

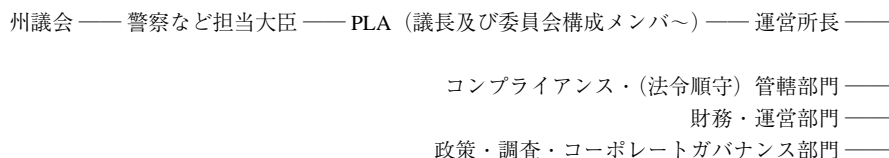
8) <http://www.pla.qld.gov.au/>

売春や売春宿の問題点の洗い出し／売春に対する広告の認可や登録継続証明を行う
売春関連プログラムを担当大臣に助言する、

などがある。

また、少なくとも月 1 回定例会議が開催されることになっている。

最後に、PLA と州行政との関係を図示すると次の如くとなる。



同委員会の年次報告では、委員会の財務状況（認可売春宿等を含んだ）のみならずクィーンズランド州の認可売春宿の所在が掲載（大半ブリスベンに所在する）され、さらに店のマネージャーなどの採用活動も公告される。主要認可売春宿を、以下カタカナ書きにせず英語表記のまま示しておく。

表 2 認可売春宿 (Licensed brothels in Queensland)

The Viper Room 945 Fairfield Road	Purely Blue 175 Abbotsford Road
Sleepless Knights 120 Robinson Road East	88 on Logan 88 Logan Road
Black Orchid 12 Greg Chappell Drive	Pentagon Grand 30 Jade Drive
Silks on Upton 44 Upton Street	Intrigue of Marcoola 13 Cessna Street
Club 7 on Enterprise 39 Enterprise Street	Australian Maid 17 Hugh Ryan Drive
Intimate Encounters 22 Brewer Street	Bluebirds on Carmel 15 Carmel Street
Scarlet Harem 14 Avian Street	

以上のような PLA の下における性産業の統括という（公然化）状況のもと、売春改革の成果をみるために 2003 年に行った（PLA と共同研究組織・クィーンズランド大学及びクィーンズランド工科大学の研究者による）調査結果が 2004 年 6 月に PLA から明らかにされた。報告された調査は、付属資料も含めて 185 ページからなる。調査対象は 200 人を越えるセックスワーカー（主にインタビューを通し、職域を売春宿、街頭、個人で営むもの、と区

分する), 200 人の客である男性 (インタビューを通し), 売春宿近隣の住民や一般地域住民に対して (1200 人余りに依頼し 500 人近くの回答があった) である。付属資料においては調査対象三者のアンケート雛形まで掲載されているが, ここでは本稿の論点の曖昧化・煩雑化を避けるためより簡略にし, 調査結果をセックスワーカーに絞り構成しなおし (客, 住民への調査結果はここでは割愛した), 原資料のアンケート結果の抜粋という形式にした (なお翻訳やデータの転記などにおいて生じた誤りは全て筆者の責任である)。

その概要は以下のものであった。

[クィーンズランドの売春の考察より⁹⁾]

第 I 章 セックスワーカー (編)

この報告は, 18~57 才の女性セックスワーカーからのアンケート調査結果で, 総計 247 人からの回答をまとめたものである。アンケートを取った都市 (全体における人数比率) はブリスベン (58%), ケアンズ (9%), タウンズビル (6%), ゴールドコースト (17%), サンシャインコースト (8%), 他 (2%) であった。

A. 回答者の年齢構成

職域形態区分	街頭 (33 人)	売春宿 (101 人)	個人 (82 人)
18~24	39.4	26.7	7.3
25~34	33.3	48.5	36.6
35~44	27.3	22.8	40.2
45~54	0	2.0	12.2
55+	0	0	3.7
(各年齢層)			(各%)

B. 回答者の生まれた国・地域

職域形態区分	街頭 (33 人)	売春宿 (100 人)	個人 (82 人)
オーストラリア	90.9	66.0	72.0
ニュージーランド	3.0	12.0	3.7
ヨーロッパ	6.1	13.0	8.5
アジア	0	4.0	13.4
他	0	5.0	2.4
			(各%)

9) *Selling Sex in Queensland 2003*, Prostitution Licensing Authority, June 2004.

C. 回答者の学歴（157人より）

職域形態区分	街頭(17人)	売春宿(77人)	個人(63人)
高等教育	47.0	74.3	74.6
中等教育 (以上の定義は日本とかなりずれがある)	35.4	3.9	3.2
その他	17.6	20.8	22.2

(各%)

D. 回答者の家族構成

職域形態区分	街頭(33人)	売春宿(101人)	個人(82人)
単身者	72.7	49.5	37.8
パートナー有	9.1	25.7	23.2
離婚単身者	6.1	12.9	25.6
別居している	9.1	7.9	12.2
他	3.0	4.0	1.2

(各%)

E. 質問「パートナーはあなたの仕事を知っているか」への回答

職域形態区分	街頭(33人)	売春宿(100人)	個人(82人)
パートナーなし	66.7	49.0	53.7
パートナーは知っている	30.3	39.0	36.6
知らない	3.0	12.0	9.7

(各%)

F. 質問「子どもの数は」への回答

職域形態区分	街頭(33人)	売春宿(101人)	個人(82人)
なし	33.3	48.5	48.8
1人	18.2	22.9	7.3
2人	27.3	16.8	26.8
3人	6.1	5.9	11.0
4人以上	15.1	5.9	6.1

(各%)

G. 質問「1週間に何人の客を相手にしたか」への回答

職域形態区分	街頭(101人)	売春宿(101人)	個人(82人)
繁忙週	35	29	24
閑散週	9	11	8
直近の週	14	17	12

(人)

H. 質問「1週間に稼いだ金額は？」への回答

職域形態区分	直近の週	通常週
街 頭 (31人)	1,814	1,637
売春宿 (93人)	1,341	1,319
個 人 (72人)	1,541	1,484

(豪ドル)

[補論としてのニュージーランド]

クィーンズランド州と並び大洋州において、最近顕著な動きを示したのがニュージーランドにおける性産業改革である。以下、その実態を述べることにする。

ニュージーランドにおいては、2003年売春改革法により現実的・具体的な売春に対する政策を実施している。そのような法制度下、いわゆる国際的な健康・福祉宣言としてある1986年オタワ憲章を出発点として、性産業労働者を支援・擁護する団体・組織としてニュージーランド・プロスティテューツコレクティブ¹⁰⁾ (New Zealand Prostitutes Collective; 以下 NZPC とする) が積極的活動を行っている。

この NZPC は 1987 年にマッサージ・パーラーや個人でセックスワークを営む女性などが組織化を話し合い、様々な論議を経て地域を基礎に HIV/AIDS への対策を始めとして性産業労働者への情報や便宜をはかるために設立された。さらに、1991年にこの間セックスワークに対する警察の執拗な手入れ、いやがらせに対して、セックスワークに反対する法律の廃止を省庁間の連絡会議により、認める動きを作らない限り厚生省の意向に協力等できない旨を示した。

1998年から2003年にかけて国会で売春の非犯罪化法論争が活発になる中、セックスワーカーへの積極的な支援活動を行い、それはついに2003年売春改革法として結実した。法の下でのより確かな情報提供組織として新たに運営していくことになり、2004年厚生省を通して地域と国を結ぶ組織ともなった。

NZPC の政策や目的とするところは以下のようなものとされる。

1. セックスワークは労働と認める。
2. セックスワーカーが差別を受け蔑まれる存在とならないものとする。
3. ワイタング条約の原則を中心に据えるものとする。
4. セックスワーカーは自立した人格である。
5. NZPC はセックスワーカーが匿名で利用する環境をつくるものとする。
6. 全てのセックスワーカーが仕事に権限を持てるよう、NZPC は働きかけ関わりをもてるようにする。

10) <http://www.nzpc.org.nz/>

また、2003年売春改革法が適用されるようになったことにより、セックスワークの意味とNZPCの存在意義を、かつての取り締まり法下の現実を紹介することにより強調している。つまり、かつては

売春目的の勧誘は200NZドル以下の罰金

売春宿の経営は5年以下の実刑

売春で収入を得ることは5年以下の実刑

売春の斡旋を行うと7年以下の実刑

であった。

最後に、2007年時点におけるニュージーランドとオーストラリアの売春宿所在地の比較をしておく。前者ではクライストチャーチ（当地で住民がその立地規制を巡って訴訟していることで、ニュージーランドでは有名である）にしてからが市庁舎のある通りの100メートルも離れていない場所に散見でき、他の主要都市オークランド、ウエリントン、古い都市ダニーデンでも中心部に立地する。つまり、都市のど真ん中に所在している。後者のオーストラリアではメルボルン・アデレードを除けば町のど真ん中という形では所在せず、中心から少し離れ閑静な場所にひっそりと建物が建っている（20世紀末からの経済政策の不作を揶揄すればニュージーランドは規制緩和・自由化の度が進んでいる）。

但し、外観はいずれも日本のいわゆる「風俗」のようなけばけばしさや安っぽさなどなく、呼び込み（わが国でも不法行為であるが）的風景やらない。

これはニュージーランドの規制が緩いということではないが、オーストラリアの性産業労働者は客に対してスタンドの明かりを使用し、健康（性器の）チェックからまず始める¹¹⁾（前章のPLAの項も参照せよ）。

さらに電話を通した調査からは、1時間当たりのサービス料金は（日本が2万円から3万円¹²⁾といわれるが、しかしオーストラリアでは日本では5万円は必要などと流布している）オーストラリアでは250～300豪ドル、ニュージーランドでは150～250NZドルが平均である。ただ両国の比較をする場合、ニュージーランド全体で8,000人のセックスワーカーが存在しオーストラリアではシドニーだけで10,000人以上のセックスワーカーが確認されると言われるように市場規模の違いを考慮しておかないといけなであろう。

蛇足だが、PLAの調査結果を併せてオーストラリアの売春宿でのセックスワーカーの客一人当たりの手取りは、週20人前後の客そして週間収入は約1300豪ドルとのことであるから65豪ドル前後となる。つまり、売春宿はそのとき200豪ドル前後を得ていることになる

11) *Sex in Australia*, Gael Knepper, pp. 140–163, J & G Publishing, NSW, 1984.

12) 前掲書2) 門倉

(但し、管理運営費やタオル・石鹸等の消耗品費は経営側が別途支出の必要がある)。

IV. むすびにかえて

ここまで大洋州における性産業（労働者）の現実を考察した。

その結果からまず明確にしておかななくてはならないのは、以下の論述についての判断である。

オーストラリアの労使関係及び売春にかかる特筆すべきできごととして、1996年1月に「世界で最初の売春労働者の組合（The world's first Prostitution Union¹³⁾）」と威勢よく Jemima 名で紹介されている。

また、はじめにで糸口とした杉本教授の『オーストラリア』で引用した箇所が続いて、多くの州では、この職業に携わる女性たちの間に労働組合がある。メルボルンの場合「プロステテューツ・コレクティブ」というのがその名称だ。自分たちの人権の擁護、労働条件の向上、健康管理の徹底などが、その目標である。電話帳にも番号が記載されているし、インターネット上にホームページを開いて主張を展開している。職業である以上、労働者の権利を守っていこうという考え方である。彼女たちはこの組合の立場から、新聞に投書したり、テレビの討論に参加したりしている。ー、と伝える。

さらに、1997年にはオーストラリアの労働組合連合の ACTU が「売春に従事する女性を労働者と認知した¹⁴⁾」という認識を示した（補足しておく、イギリスでも労働組合連合の TUC が2007年大会の報告で同趣旨の「セックスワーカーは労働者である（Sex workers are workers¹⁵⁾）」と表現している。

しかしながらここまでの考察から、オーストラリアで売春婦の労働組合が結成・機能しているとするのは、労働組合の原則的な組織・運動観からするといささか尚早（オーストラリアの労働組合運動史からみると19世紀前半期の職人組合的感触）で、むしろ現在までのところロビーグループ的組織として活発な活動を行っていると表現したほうが正確なようである。事実、労働組合・Liquor, Hospitality & Miscellaneous Union (LHMU) のクィーンズランド州支部の幹部はスカーレットアライアンスをロビーグループと主張する。ー。

それでは次に、いかなることが明らかになったのであろうか。

第一に、オーストラリア・ニュージーランドでは100%とはいかないまでも非犯罪化された安全で健康を保障するセックスワークという賃金労働が存在する。

第二に、売春宿での健康的とはとりわけ HIV/AIDS の対処として売春に市民権を与える

13) Jemima Walsh, *MARIE CLAIRE*, January 1996, pp 48–51, <http://www.walnet.org/csis/news/>

14) 'The Australian Council of Trade Unions recently recognized women in prostitution as a labor sector', <http://www.uri.edu/artsci/>

15) <http://www.tuc.org.uk/>

ことにより、現在の医学でも治癒が困難とされることに対して明確な予防措置の一つとなるという意味である。いうまでもなく旧来の性関連疾病に対する予防が当然行われるということでもある。

第三に、性衝動が隠されたものとして存在するのではなく誰にでもあるという前提に立ち、売春を公認することにより、公序良俗との関係を踏まえてより積極的に整理・改革したことである。

以上が肯定的側面とするなら（日本社会の立場に立って、改革したことに対する否定を探すのは極めて困難である、したがって改革しても未だなお抱える問題ということになる）、第四（以降）は、さらに解決せねばならない問題点ということである。成人が行う行為の問題ではなく、18歳以下の子どもの売春（これはここまでの厚生・性産業政策が間違っているという意味ではなく）に如何に対処するのか、ということ。

第五には、不法就労の問題とりわけ所得水準が低い国からのオーストラリアへの売春の輸出ということになってしまうことである（100年前が繰り返される）、さらには犯罪シンジケートとの結びつき。

最後の第六に、インターネット社会に典型的にみられる自己矛盾（研究者の我々もそれを絶えず使わなければならないくなっている悲しい現実）、利便性の裏にある使用することによる弊害としてのポルノの検索、といったことである。

纏めの最後に入って、160年ほど前のマルクスを代表とする『共産党宣言』の、家族、公娼制度、売淫などの言葉が出てくる、次のくだりが頭をよぎった。いささか長いが引用する。

「家族の廃止！ もっとも急進的な人々さえ、共産主義者のこの恥ずべき意図に対しては、激怒する。現在のブルジョアの家族は、何に基礎をおいているか？ 資本に、私的営利にである。完全に発達した家族は、ブルジョア階級にだけしか存在しない。しかも、そういう家族を補うものとして、プロレタリアに強いられるところの家族喪失と公娼制度とがあるのである。

ブルジョアの家族は、この補足がなくなるとともに当然なくなる、そして両者は資本の消滅とともに消滅する。」

そこから、10行前後とんで、

「そして、共産主義者よ、君たちは婦人の共有を採用しようとするのだろう、と全ブルジョア階級は、いっせいにわれわれに向かって叫ぶ。

ブルジョアにとっては、その妻は単なる生産用具に見える。だから、生産用具は共同に利用されるべきである、と聞くと、かれらは当然、共有の運命が同様に婦人を見舞うであろうとしか考えることができない。

ここで問題にしているのは、単なる生産用具としての婦人の地位の廃止だ、ということには、ブルジョアは思いもおよばない。

何にしても、共産主義者のいわゆる公認の婦人共有におどろきさわぐわがブルジョアの道徳家振りほど笑うべきものはまたとない。共産主義者は、婦人の共有をあらたにとり入れる必要はない。それはほとんど常に存在してきたのだ。

わがブルジョアは、かれらのプロレタリアの妻や娘を自由にするだけでは満足しない。公娼については論外としても、かれらは、自分たちの妻をたがいに誘惑して、それを何よりの喜びとしている。

ブルジョアの結婚は、実際には妻の共有である。共産主義者に非難を加えうるとすれば、せいぜいで、共産主義者は偽善的に内密にした婦人の共有の代りに、公認の、公然たる婦人の共有をとり入れようとする、という非難ぐらいであろう。いずれにせよ、現在の生産諸関係の廃止とともに、この関係から生ずる婦人の共有もまた、すなわち公認および非公認の売淫もまた消滅することは自明である。』

さらには、最後に余りに有名な

「万国のプロレタリア団結せよ！」、と宣言される。

(岩波文庫 1951 年初版本、63～65 頁及び 87 頁より。なお漢字の活字は部分的に旧活字であるがここでは新活字体である)

はたして本稿の主題とした売春を、原点から問い直す良い素材となっている。また、労働運動の何たるかの根源的な問いかけが発せられている。

20 世紀は社会主義が登場し、その破産を実証した世紀であるといわれて久しい（ここでは社会主義が実は「社会主義」としか表現できない程度であったことについては触れない別の機会に論ずることにする）。現象面では確かに否定できない、その良い例が世界各国において労働運動の影響力の低下、端的には組織率の惨めな急降下。オーストラリアでもニュージーランドにおいてもしかりである（両国とも 20% を少し上回るくらい、日本では 20% を割って久しい）。

そうした時に、付け焼刃の処方箋を考えるよりも、「世界最初の職業」と揶揄される売春をもう一度原点から問い直すことはそんなに無駄なことではないのではなかろうか。労働組合においては、早急にセックスワーカーの組織化が必要である。セックスワークを労働と認知した以上よけいにそうではないか。とにかく組織率の低下に歯止めがかかることだけは確かであろう。なにも茶化した提言ではなく、事の核心となるからである。

労働運動の原点を 160 年ぶりに問い直すことが、ある意味混乱の歴史であった運動の復興に繋がるはずである。

日本において売春は法制度上、非犯罪とはなされていない。しかし現実は何？大洋州の売春

改革が参考にはならないものであろうか。もちろん日本社会の構造が問われる、これが本当の構造改革ではなかろうか。

最後に、性産業労働者を考察するにあたりオーストラリアを大洋州のまず始めに持ってきたのは、次のようなことからである。かつてニュージーランド・オークランドで、アメリカの医療系大学でセラピスト（Therapeutic, Dip BOK. USA）の資格を取得した女性と会話した。クイーンズランド・ケアンズのアジア系外国人労働者（しかもサービス部門）激増の事実について筆者が語ったら、「海を隔てて北側はすぐインドネシアであるから、当然、職を求めて、海を泳いでくるわけではないが、大量に移動してくるであろう」と、さも当然という返事がかえってきた。ことが未だ頭に印象深く残っているからである。つまり、黄禍論ではないが、大洋州に住む人にとって社会やものごとの変化はオーストラリアから入り南下していくという認識があるように思える。そんなに昔ではない2001年のアメリカで9・11事件があった年の瀬のことである。